



INTERNATIONAL NORTH PACIFIC  
FISHERIES COMMISSION

北太平洋漁業國際委員會

HANDBOOK

	Page
	頁
The Convention .....	1
條 約 .....	1a
Amended Annex .....	8
改正付屬書 .....	8a
Agreed Minutes .....	12
合意された議事要録 .....	12a
Memorandum of Understanding—Salmon Research (signed in 1978) .....	14
了解覚書—さけます調査 (1978 年署名) .....	14a
Memorandum of Understanding—Salmon Research (signed in 1986) .....	16
了解覚書—さけます調査 (1986 年署名) .....	16a
Memorandum of Understanding—Enforcement .....	19
了解覚書—取締 .....	19a
Memorandum of Understanding—Marine Mammals .....	22
了解覚書—海産哺乳動物 .....	22a
Rules of Procedure .....	27
議事手續規則 .....	27a
Financial Regulations .....	35
財政規則 .....	35a

OFFICES: 6640 Northwest Marine Drive  
事務局 Vancouver, Canada V6T 1X2

## 北太平洋の公海漁業に関する国際条約

- 1952年 5月 9日 東京において署名
- 1952年 7月 30日 合衆国により批准
- 1953年 5月 15日 カナダにより批准
- 1953年 6月 9日 日本により批准
- 1953年 6月 12日 東京において批准書交換  
同日発効
- 1978年 4月 25日 東京において改正議定書に署名
- 1978年 6月 8日 カナダにより批准
- 1978年 11月 2日 合衆国により批准
- 1979年 2月 13日 日本により批准
- 1979年 2月 15日 東京において批准書交換  
同日改正議定書発効

### 北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書

日本国、カナダ及びアメリカ合衆国の政府は、  
1952年5月9日に東京で署名された北太平洋の公海漁業に関する国際条約並びに  
その付属書及び付属議定書(以下「条約」という。)を考慮し、

条約が北太平洋及びこれに接続する諸海の漁業資源に関する科学的研究を推進し及  
び調整することに役立ってきたこと並びにこれらの漁業資源の保存を助成してきたこ  
とをひとしく認め、

各締約国が条約区域において新たな漁業管轄権を設定したことを考慮し、  
条約のある種の規定が当該漁業管轄権と両立しないことを認め、

条約を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

## 条 約

### 第 1 条

条約の規定を次のとおり改正する。

日本国、カナダ及びアメリカ合衆国の政府は、次のとおり協定した。

### 第 1 条

1. この条約が適用される区域(以下「条約区域」という。)は、北太平洋の全水域(領水を除く。)とする。

この条約の適用上、この水域は、接続する諸海を含むものとする。

2. この条約のいかなる規定も、領水の範囲又は沿岸国の漁業管轄権に関する締約国の主張又は立場に不利な影響を与える(主張又は立場を害する)ものとみなしてはならない。

3. この条約の適用上、「漁船」とは、魚類を漁獲すること若しくは条約区域において積載した魚類を加工し若しくは輸送することに従事する船舶又はこのような活動のための装備を有する船舶若しくはこれらの船舶に対して通常の補助を行う船舶をいう。

### 第 2 条

1. 締約国は、北太平洋漁業国際委員会(以下「委員会」という。)を維持する。

2. 委員会は、3の国別委員部で構成し、各国別委員部は、それぞれの締約国の政府が任命する4人以下の委員で構成する。

3. 各国別委員部は、1個の投票権を有する。委員会のすべての提案、勧告その他の決定は、3の国別委員部の全会一致の投票によるのみ行う。

4. 委員会は、その会議の運営に関する規則を決定し、及び、必要があるときは、これを改正することができる。

5. 委員会は、少なくとも毎年1回会合し、又、国別委員部の多数が要請するその他の時期に会合する。

6. 委員会は、議長、副議長及び事務局長を異なる国別委員部から選定する。議長、副議長及び事務局長の任期は、1年とする。その後の各年においては、国別委員

## 条 約

部からの議長、副議長及び事務局長の選定は、各締約国がそれらの地位に順番に代表されるよう行う。

7. 委員会の本部の所在地は、委員会が決定する。

8. 各締約国は、共通の関心事である北太平洋漁業問題に精通した者から成る諮問委員会を自国の国別委員部のために設置することができる。各諮問委員会は、委員会が秘密とする旨を決定した会議を除くほか、委員会のすべての会議に出席するように招請される。

9. 委員会は、公聴会を開くことができる。又、各国別委員部は、自国で公聴会を開くことができる。

10. 委員会の公用語は、日本語及び英語とする。提案及び資料は、いずれの国語によっても委員会に提出することができる。

11. 各締約国は、自国の国別委員部の経費を決定し、かつ、支払う。委員会の共同の経費は、委員会が勧告しかつ締約国が承認する形式及び割合において締約国が負担する分担金により、委員会が支払う。

12. 共同の経費の年次予算は、委員会が勧告し、かつ、締約国に承認のため提出する。

13. 委員会は、その共同の経費のための資金の支出の権限を有する。委員会は、その任務を遂行するために、必要な職員を雇用し、及び必要な便益を取得することができる。

## 第 3 条

1. 委員会は、次の任務を遂行する。

(a) 科学的研究を行い、<sup>まぐ</sup> 溯河性魚種に関する科学的資料(その大陸起源に関する資料を含む。)の収集、交換及び分析について調整を行い、並びに当該魚種に関する締約国間の協力のための場を設けること。

(b) 次条にいう国際機関の設立までの間、<sup>まぐ</sup> 条約区域の非溯河性魚種に係る科学

## 条 約

的な情報及び見解についての研究、分析及び交換に関する締約国間の協力のための場を設けること。その情報及び見解には、当該魚種に影響を及ぼすすべての関連要因、知識の欠陥を補うための科学的調査の推進並びに統計及び記録の編集及び頒布に関する情報及び見解を含む。

- (c) 必要に応じ、この条約の付属書の修正を勧告すること。
- (d) 北緯 46 度以南の水域に回遊する溯河性魚種の大陸起源を決定するための科学研究を調整し、及び当該研究を 3 年間実施した後北アメリカ起源のさけの保存に関し (c) の規定に従って適宜勧告すること。
- (e) 各締約国の 200 海里漁業水域の外側の水域において生ずるこの条約の違反に関する同等の刑の細目の制定について審議し、及び締約国に提案すること。
- (f) 締約国が第 8 条の規定に従って提供する記録を編集し、及び研究すること。
- (g) 委員会の事業、調査及び認定に関する報告を適当な提案とともに毎年各締約国に提出し、又、適当と認めるときはいつでも、この条約の実施に関係のある事項について各締約国に通報すること。
- (h) 第 11 条の規定に従い締約国が行う検討の結果を審議し、又、適当な場合には、提案を行うこと。

2. 委員会は、その任務の遂行に当たり、できる限り、締約国の官公署の技術的及び科学的役務並びに情報を利用するものとし、又、望ましくかつ可能なときは、公私の団体若しくは機関又は個人の役務及び情報を利用することができる。

## 第 4 条

締約国は、溯河性魚種以外の条約区域の魚種を取り扱う国際機関であって広範な加盟国を有するものの設立に向かって努力する。この目的のための作業の進捗状況は、第 11 条に規定する協議において検討される。当該国際機関が機能することとなった

## 条 約

場合には、前条 1 (b) の規定に基づく委員会の機能は、終了するものとし、その新たな機関に移される。

### 第 5 条

1. この条約の付属書は、この条約の不可分の一部をなす。すべて「条約」というときは、現在の字句による又は第 7 条の規定に従って修正されたこの付属書を含むものと了解する。
2. 締約国は、条約区域における溯河性魚種さくの漁獲に当たりこの条約の付属書に定める保存措置を尊重すること及びこれらの保存措置に対するいかなる違反もこの条約の規定に対する違反とみなすことに同意する。
3. 締約国の国民及び漁船は、この条約の付属書に定める保存措置を遵守する。

### 第 6 条

締約国は、この条約の締約国でない国の国民又は漁船が委員会の事業又はこの条約の実施を妨げていることを知ったときは、そのことについて他の締約国の注意を喚起しなければならない。すべての締約国は、前記の締約国の要請があったときは、このような妨害的影響を避けるため、又はいずれかの締約国をこのような妨害的影響から免れさせるため、とるべき措置について協議することに同意する。

### 第 7 条

1. この条約の付属書は、その修正について第 3 条 1 (c) の規定に従って委員会が行った勧告の受諾に関するすべての締約国からの通告を委員会を受領した日から修正されたものと認める。
2. 委員会は、付属書の修正の受諾に関する各通告を受領した日をすべての締約国

## 条 約

に通告する。

### 第 8 条

締約国は、委員会が要請するすべての記録をできる限り保存し、かつ、委員会の要請があったときは、その記録及びその他の情報の編集物を提供することに同意する。いかなる締約国も、この規定に基づいて個々の操業の記録を保存し、及び提供することを要請されることはない。

### 第 9 条

1. 締約国は、条約区域における措置に関し、次のことに同意する。
  - (a) 各締約国は、自国の 200 海里漁業水域においては、国内法に定めるところによりこの条約の規定を実施する。
  - (b) いずれの締約国も、各締約国の 200 海里漁業水域の外側の水域においては、次の規定に従い、この条約の規定を実施することができる。
    - (i) いずれの締約国の正当に権限を有する公務員も、この条約の規定を実施するため、装備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を検査し、及び船上にある人に対して質問する目的をもって、他の締約国の溯河性魚種を漁獲する漁船に臨むことができる。当該検査及び質問に当っては、当該漁船の被る妨げ及び不便を最小のものにしなければならない。

前記の公務員は、船長の要求があったときは、各自の政府が発行した身分証明書を提示しなければならない。
    - (ii) 前記の人又は漁船が、現にこの条約の規定に違反して操業に従事しているとき、又は前記の公務員がその漁船に臨む前にそのような操業に明らかに従事したと信ずるに足る相当の理由があるときは、その公務員は、その人を逮捕し、又はその漁船を拿捕することができるものとし、又、必要な場合には、更に状況を調査することができる。当該公務員の所属する締約国は、前記の人又は漁船の所属する締約国にその逮捕又は拿捕を速やかに通告し、かつ、できる限り速やかに、両締約国が相互に合意する場所でその人又は漁

## 条 約

船をその所属する締約国の権限を有する公務員に引き渡さなければならない。ただし、前記の通告を受領した締約国が直ちに引渡しを受けることができないときは、その通告を行った締約国は、前記の人又は漁船を両締約国が相互に合意する条件によりこの条約区域の水域若しくは自国の領域において監視の下に置くことができる。

(iii) 前記の人又は漁船の所属する締約国の当局のみが、違反を裁判し、かつ、これに対する刑を科すことができる。違反を証明するのに必要な証人及び証拠は、この条約の締約国の管轄下にある限り、違反を裁判する裁判管轄権を有する締約国にできる限り速やかに提供されなければならない。又、当該裁判管轄権を有する締約国の行政当局は、これらの証人及び証拠を考慮し及び、適当な場合には、これらを利用しなければならない。

(c) 締約国は、自国の漁船が、いずれかの締約国の正当に権限を有する公務員によりこの条約に従って行われる当該漁船への乗船及び当該漁船の検査を許容し及び助けること並びに当該公務員による取締行為が行われる場合にはこれに協力することを確保するため、適当な措置をとる。

2. 各締約国は、この条約の規定を実効的にするため、違反に対する適当な罰則を伴う必要な法令を制定施行し、かつ、このことに関し自国がとった措置の報告を委員会に送付することに同意する。

## 第 10 条

締約国は、この条約の規定を実施するため科学的な計画が必要であることに同意する。締約国は、このため、条約区域における溯河性魚種及び溯河性魚種の漁獲に際し混獲される海産哺乳動物に関する科学的調査活動の調整のための計画を作成することに同意する。締約国は、この点に関し、漁獲物及び操業方法について科学的な観察を



## 条 約

実施するため科学者を交換することに同意する。締約国は、その観察を容易にするための手続を定める。

### 第 11 条

1. 締約国は、この条約の実施状況を検討するために、必要に応じいつでも、又はいずれかの締約国の要請の後 60 日以内に、協議を行うことに同意する。

2. 締約国は、いずれかの締約国により次条 1 の規定に従って条約を終了させる意思が通告された後 90 日以内に、相互に合意する時期及び場所において協議を行うことに同意する。

### 第 12 条

1. この条約は、1 の締約国が他の締約国にこの条約を終了させる意思を通告する日から 1 年間効力を存続する。この条約は、それによってすべての締約国について終了する。

2. この条約は、第 3 次国際連合海洋法会議の結果としての多数国間条約が採択された時に、締約国によって再検討される。

## 改正付 属 書

締約国からの受諾の通告を委員会が受領した日付

日 本—1986 年 4 月 25 日

合衆国—1986 年 4 月 28 日

カナダ—1986 年 5 月 23 日

1986 年 5 月 23 日効力発生

1. 条約区域の水域において日本国の国民及び漁船が行うさげの漁業については、次の措置が適用される。

(a) 180 度と西経 175 度との間の北緯 56 度以北の水域であって 1983 年 3 月 10 日の大統領宣言によって合衆国の排他的経済水域として示された水域(以下「合衆国の排他的経済水域」という。)の外側の水域において、日本国の母船式漁業は、

## 条 約

各年の6月26日(日本標準時)(6月25日15時グリニッジ平時)に開始されるものとし、次に掲げる実施計画に従ってさけの漁業を行う。

- (1) 1986年については、180度と西経175度との間の水域において12母船隻日以内のものとする。
  - (2) 1987年については、180度と西経178度との間の水域において8母船隻日以内のものとし、西経178度以東の水域においてさけの漁業は行われぬものとする。
  - (3) 1988年以降については、180度以東の水域においてさけの漁業は行われぬものとする。
- (b) 180度以西北緯56度以北の水域であつて合衆国の排他的経済水域の外側の水域において、日本国の母船式漁業は、各年の6月26日(日本標準時)(6月25日15時グリニッジ平時)に開始されるものとし、次に掲げる実施計画に従つてさけの漁業を行う。
- (1) 1986年から1988年までの間については、各年18母船隻日以内のものとする。
  - (2) 1989年から1991年までの間については、各年12母船隻日以内のものとする。
  - (3) 1992年及び1993年については、各年8母船隻日以内のものとする。
  - (4) 1994年以降については、さけの漁業は行われぬものとする。
- (c) 東経175度と東経170度との間の北緯46度以北の水域であつて合衆国の排他的経済水域の外側で、かつ、同水域より南にある水域において、さけの漁業は、各年の6月1日(日本標準時)(5月31日15時グリニッジ平時)の前には、開始しない。
- (d) 東経175度以西の合衆国の排他的経済水域内の水域において、
- (1) さけの漁業は、1986年から1993年までの間、各年の6月10日(日本標準時)(6月9日15時グリニッジ平時)の前には開始せず、また、7月31日(日本標準時)(7月31日15時グリニッジ平時)に終了する。日本国の母船式漁業が行ふさけの漁業は、これらの期日の間において、各年140母船隻日以内のもの

## 条 約

とする。

- (2) さけの漁業は、1994年以降、各年の6月10日(日本標準時)(6月9日15時グリニッジ平時)の前には開始せず、また7月26日(日本標準時)(7月26日15時グリニッジ平時)に終了する。日本国の母船式漁業が行うさけの漁業は、これらの期日の間において、各年144母船隻日以内のものとする。
  - (3) 当該漁業に従事する漁船は、合衆国政府が発給する登録許可証を船内に保持することが要求される。当該漁船は、科学視察員の乗船の受け入れ及びその乗船に係る経費の負担を合衆国政府により要求されることがある。当該漁船は、また、合衆国政府の要請として海産哺乳動物の混獲に関する許可証明書を船内に保持することが要求される。
  - (e) (a)及び(b)に規定する水域を除く東経175度以東北緯46度以北の水域において、さけの漁業は、行われぬ。ただし、その漁業を行うことについて一時的にすべての締約国が合意する場合には、この限りでない。
  - (f) 日本国の基地式漁業は、1986年以降、東経174度以東でのさけの漁業を行わない。当該漁業の東限は、1986年の漁期の始期に北緯46度以南の基地式漁業の水域において当該水域に回遊するさけ科魚類の大陸起源を正確に決定することを目的として開始される生物学的標本採取及び研究並びに漁獲努力及び魚種、日付け及び位置別の漁獲高の認証を含む調整された科学的な研究の結果に従って修正されることがある。当該修正は、1991年の漁期が開始する以前に交渉の対象となる。
2. この附属書の適用上、1母船隻日は、1日のいずれの時点においても43の数の独航船又は先行独航船を有し、14,190反(330反/15キロメートル)の漁網を使用する一の母船として定義される。母船式漁業に配された独航船又は先行独航船の数を増加させる場合には、認められた母船隻日の数は、比例的に減少することとなる。現

## 条 約

在の漁獲効率に影響を及ぼすことがある漁具又は漁獲手段の変更若しくは1985年に使用された水域と異なる水域への変更は、すべての締約国間の協議の後のみ行われる。締約国は、協議に当たり、漁獲効率の増大を考慮して、認められた母船隻日の数の変更の必要性の有無を審査する。

3. 東経170度以東の日本国の母船式漁業の南方の限界及び日本国の基地式漁業の北方の限界は、北緯46度とする。東経170度以西の日本国の母船式漁業の南方の限界は北緯46度以南には、また、日本国の基地式漁業の北方の限界は北緯48度以北には及ばないものとする。

## 第 2 条

この議定書は、条約の締約国により各自の憲法上の手続に従って批准され又は承認されなければならない。批准書又は承認書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。この議定書は、すべての締約国による批准書又は承認書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

1978年4月25日に東京で、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書3通を作成した。

日本国政府のために

園田 直

カナダ政府のために

ブルース・ランキン

アメリカ合衆国政府のために

マイケル・J・マンズフィールド